



こんにちは。
町長です。

新型コロナウイルス感染症と闘う

新型コロナウイルス感染症が世界各地に爆発的に広がり、我が国でも4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、その期間は5月6日までとし、その対象地域に埼玉県も含まれました。

この宣言を受けて、埼玉県知事は県全域に対し次の4点の緊急事態措置を実施する要請やお願いを発令いたしました。

1 外出自粛の要請

医療機関への通院、生活必需品の買い物、職場への通勤などを除く

2 多数の者が参加するイベント開催を控えるお願い

繁華街への立ち寄り、数名以上の会食などの集まりの中止か延期など

3 県立学校への休業を要請

市町村立の小中学校、高校、特別支援学校へ5月6日までの臨時休業を要請

4 生活必需品への物資確保についてのお願い

買占めや売り惜しみなどには躊躇なく対応する

この宣言が発令された大きな要因は、感染者が爆発的に増加し、医療崩壊の恐れがあることであると思えます。

ただこの宣言が発令されたからといって、普段の生活に必要な外出や公共交通機関の運行が禁じられる訳ではなく「都市封鎖」が起きることはありません。

この法律で外出自粛は「生活の維持に必要な場合

は除く」とあります。

町でも、しっかりと情報収集に努め、町民に正しい情報を提供して参りたいと存じますので、SNSなどでデマが流れる恐れがありますが、冷静で沈着な行動を心がけていただきますようお願いいたします。

新しいウイルスという目に見えない敵との闘いであり、誰もが罹患する恐れがあり、いつその流行の終息が訪れるか分からない不安は皆さんも常々おもちであろうと存じます。

今、私たちが出来ることは、「うつらない」「うつさない」ことで、家族や友人、職場の人たちなどを守ることができます。そのためには、引き続き、石鹸での手洗いやアルコール消毒、マスクの着用による咳エチケットの励行、換気の悪い密閉空間・人が密集する場所・近距離での密接した会話の3条件が重なることを避けることなどの基本的な感染予防対策に努めることが重要です。

また、度重なる不要不急の外出自粛要請などで、観光入込客や飲食機会の減少により、旅館民宿などの観光関連事業者、飲食関連事業者などのサービス関連事業者が実質的に大変大きな損失を負っています。国でも現在、緊急経済対策を検討していただき様々な方策を実施することとなります。町ではいち早く困っている方々に手が差し伸べられるよう国、県と連携しながらしっかり対応して参ります。

新型コロナウイルスとの闘いは、長丁場になると思いますので、一人一人が正しく恐れ、感染拡大を防ぐ行動をして参りましょう。

小鹿野町長 森 真太郎